

付録III

改築通知 平成 26. 7. 25 事務連絡

「下水道管きよの更生工法による交付対象の運用について」

事務連絡
平成26年7月25日

都道府県下水道担当課長 殿
政令市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部
下水道事業課企画専門官

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について

標記について、下記の通り運用するので適切な事業執行方お願いします。

各都道府県にあっては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくようお願いします。

なお、「下水道管渠の更生工法による改築に関する交付対象の運用について（平成24年1月6日付け下水道事業課企画専門官事務連絡）」は廃止とします。

記

更生工法による管きよ改築に関する交付対象は、(1)～(5)の要件をすべて満たすものとして、当面の間、運用します。

- (1) 更生による改築が必要であり、改築時点において交付対象である既設管であること。
- (2) 既設管について適正な維持管理が行われていたこと。
- (3) 更生を行う管きよの下水道長寿命化計画が策定されていること（ただし、下水道総合地震対策事業に基づく下水道総合地震対策計画等、他の事業制度に基づく計画に位置づけられた事業は、あらためて下水道長寿命化計画を作成する必要はない。）。
- (4) 更生範囲が少なくとも1スパン(人孔間)以上であること。
- (5) 更生工法の種類毎に、別表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。なお、別表に基づくものでない場合については、国土交通省と個別に協議を行ったものであること。

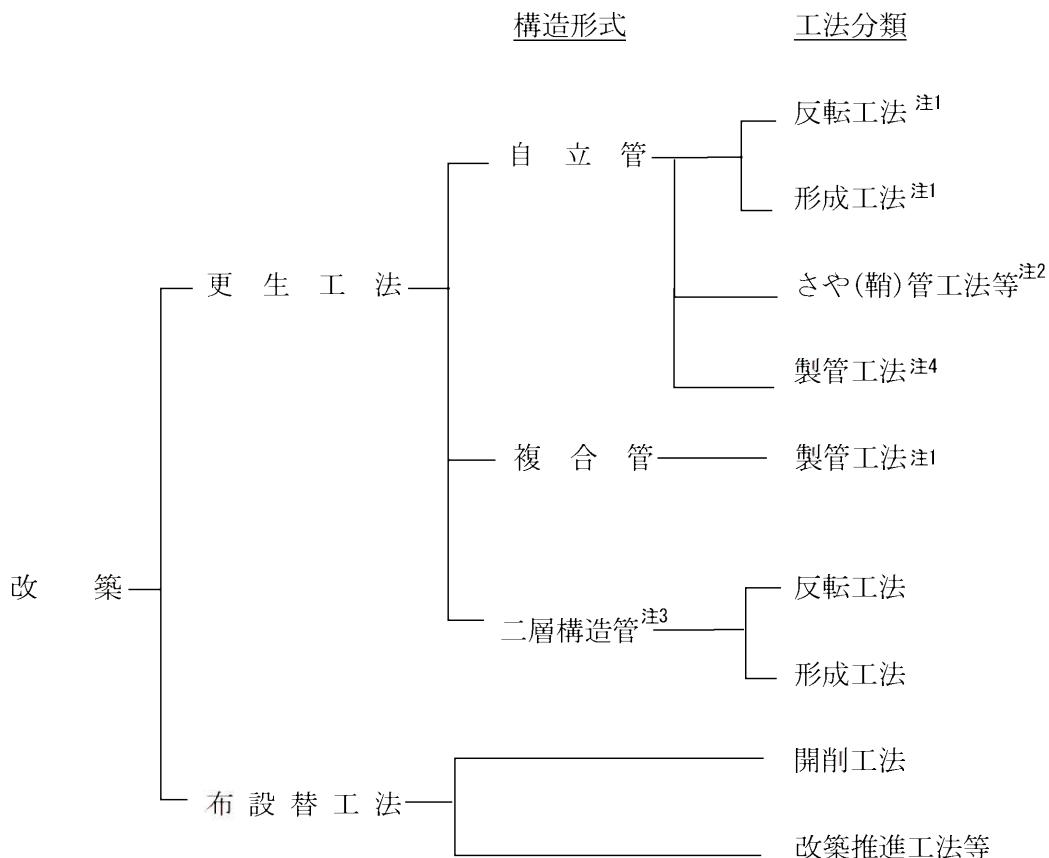
別 表

工法種類	定 義	条 件	適用すべき基準等
反転工法	熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成23年12月（社）日本下水道協会）
形成工法	樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの	自立管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成23年12月（社）日本下水道協会）
製管工法	既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの	複合管として設計するものであること	管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成23年12月（社）日本下水道協会）
鞘管工法	工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本工業規格等の基準が定められているもの	自立管として設計するものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・日本工業規格（JIS） ・日本下水道協会規格（JSWAS） ・（公社）日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材（I類・II類）等

- (注) 1 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。
「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。
- 2 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。
- 3 「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成23年12月（社）日本下水道協会）」は、部分的なライニング等の修繕には適用されないこと。
- 4 下水道総合地震対策事業において管きよ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施工されること。

《参考》

「管きよ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（平成23年12月（社）日本下水道協会）」のP2に掲載された改築工法の分類については、「JIS A 7511 下水道用プラスチック製管きよ更生工法」の制定を受け、次のとおり修正された（（公社）日本下水道協会のホームページにて公表）。



注1 本ガイドライン(案)の適用対象

注2 鞘管工法は、工場で製作した二次製品を更生材に使用する工法であり、二次製品について、別途、日本工業規格や日本下水道協会規格等がある

注3 構造理論の一般化や設計手法等が確立されていないため、本ガイドライン(案)の適用対象外

注4 現時点では本ガイドライン(案)の適用対象外

図1-1 改築工法の分類